平成２８年（フ）第６９８号
兵庫県西宮市甲子園九番町10番３―611号
債務者　泉原　鉄男
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１１号
兵庫県尼崎市開明町２丁目25番地　開明ビル302号
債務者　岡田　則和
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２５９号
奈良県大和高田市中三倉堂２丁目８番14号
債務者　板東　俊規
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第５０９号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目21番３号
債務者　堀　　誠子
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１１６号
宮城県遠田郡涌谷町字田町裏48番地１
債務者　伊澤　裕子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第１２８号
宮城県大崎市古川清滝字後沢73番地１
債務者　茂和泉　涼
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第２６１号
兵庫県伊丹市南野北６丁目２番８号、前住所岡山市中区東山３丁目３番12号　レクローチェ201
債務者　加美　純一
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２７８号
兵庫県伊丹市安堂寺町３丁目21番地、前住所大阪府松原市松ケ丘１丁目12番16―801号
債務者　髙橋健三朗
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第６３３号
兵庫県西宮市北名次町15番11―205号
債務者　森川　正一
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６７６号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目８番６―507号
債務者　内藤　暁一
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５８号
福島県郡山市安積町荒井字雷神24番地の１
県営住宅04棟009号
債務者　信太　富藏
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第８８９号
神戸市兵庫区永沢町３丁目２番６号永玉マンション501号
債務者　篠木　明子
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９４９号
神戸市東灘区魚崎南町７丁目12番９号ル・ペール高見301号
債務者　中原多美子
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９５０号
神戸市東灘区魚崎南町７丁目12番９号ル・ペール高見301号
債務者　中坂　恵菜
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９５２号
神戸市垂水区狩口台６丁目２番22号御原ハイツ203号
債務者　山崎　悦滋
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６８号
宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末9102番地87
債務者　奈須　一樹
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第４７６号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目29番11号
債務者　浅井宗一郎
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係